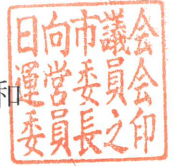


令和4年12月16日

日向市議会議長 黒木 高広 様

提出者 議会運営委員会
委員長 柏田 公和



議案提出書

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

記

委員会提出議案第5号 日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例

日向市議会情報公開条例の一部を改正する条例

日向市議会情報公開条例（平成13年日向市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 審査請求</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> <u>第2節 情報公開審査会（第21条—第25条）</u></p> <p>第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （開示義務等）</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 審査請求</p> <p> 第1節 [略]</p> <p> <u>第2節 削除</u></p> <p>第5章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （開示義務等）</p> <p>第9条 議長は、第7条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個</p>

人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ [略]

オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職及び氏名で、開示することにより当該公務員又はその家族の生命、身体、健康又は生活の保護に支障が生ずるおそれのないもの

(3)～(7) [略]

(開示決定等の期限)

第14条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求のあった日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。

人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～エ [略]

オ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(3)～(7) [略]

(開示決定等の期限)

第14条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求のあった日から14日以内にしなければならない。ただし、第8条第2項の規定により、補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から60日を限度としてその期間を延長することができる。こ

きる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第18条 公文書の開示は、議長が第13条第1項の規定により通知する書面で、指定する日及び場所において行う。

2・3 [略]

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による審査請求があったときは、議長は、当該審査請求が不適法であるとして却下する場合を除き、遅滞なく第21条に規定する日向市議会情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2・3 [略]

第2節 情報公開審査会

(設置等)

第21条 前条の規定による諮問に応じて審議するため、日向市議会情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開制度に関する重要事項について、議長の求めに応じて意見を述べるができる。

(委員)

の場合において、議長は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第18条 公文書の開示は、議長が第13条第1項の規定により通知する書面で指定する日及び場所において行う。

2・3 [略]

4 第13条第1項の規定による通知を受けた開示請求者は、第1項に規定する日から30日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(審査会への諮問)

第20条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による審査請求があったときは、議長は、当該審査請求が不適法であるとして却下する場合を除き、遅滞なく日向市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成18年日向市条例第58号）第2条第1項に規定する日向市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

2・3 [略]

第2節 削除

第21条～第25条まで 削除

第22条 審査会は、情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、議長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査会の調査権限)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合において、議長は、公文書の提示を拒むことはできない。

2 前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は議長（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、必要な調査をすることができる。

(審査会における事件の取扱い)

第24条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

3 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧を拒むことができない。

4 前3項の求めに対する処分については、審査請求をすることができない。

5 審査会の審議は、非公開とする。

(審査会の組織、運営等)

第25条 前4条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた第7条の規定による請求に対する開示の実施については、なお従前の例による。